

# 職業性疾患・疫学リサーチセンター

# 関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔  
 東大阪市高井田元町1-3-1  
 みずしま内科クリニック内  
 TEL06 (6781) 3330  
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

## 関西支部 第15回 定期総会

### 課題を克服し関西支部の さらなる発展を目指す

7月20日の土曜日14時30分から、新大阪にある「ニューオオサカホテル」で、第15回関西支部定期総会が開催されました。

司会は大坂アスベスト弁護団の奥田弁護士が務められ、伊藤副支部長による開会のあいさつがおこなわれた後に、第一部は「関西支部の14年間を振り返って」と題し、水嶋支部長と酒井事務局長による講演がおこなわれました。

酒井事務局長からは「14年のあゆみ」として、2009年11月におこなわれた1回目の準備委員会にはじまり、2010年6月3日に東大阪市民会館で開催した結成総会以降、年ごとにまとめられた資料をもとにこれまでの活動等を振り返りました。



昨年に続き対面で開催

まず、水嶋支部長が「14年のあゆみ」として、2009年11月におこなわれた1回目の準備委員会にはじまり、2010年6月3日に東大阪市民会館で開催した結成総会以降、年ごとにまとめられた資料をもとにこれまでの活動等を振り返りました。

関西支部が設立される以前のリサーチセンターに関しては、首都圏を中心とした再読影活動、学会活動を中心に活発に活動されていきましたが、関西支部の設立構想を故海老原先生に相談した際は、とても喜んでくれたそうです。



講師の水嶋支部長

水嶋支部長はこれまでを振り返り、様々な課題や問題に対応し、裁判や法律改正に一定の協力と関与ができた反面、職業病について運動は広がったか？、被害者の掘り起こしは十分と言えるのか？、リサーチセンターの経営の問題、関西での再読影事業に関して水嶋支部長以外にも担ってくれる後継者の発掘と育成など、課題が山積している」と述べました。

第二部「総会」は、議長に兵庫県建設労連の石毛氏を選出。水嶋支部長による開会あいさつの際に、氏家本部署務局長から本部あいさつがおこなわれました。続いて酒井事務局長が、この一年の活動報告（経過報告と活動のまとめ）と新年度の活動計画について議案提案がなされた後、「ひょうご労働安全センター」「大阪アスベスト弁護団」「大阪アスベスト対策センター」から活動報告をおこないました。

議案は全会一致で採択され、新年度役員も承認されました。続いて第三部は懇親会がおこなわれ、足立副支部長の進行のもと、参加団体は交流を深めました。

### 選出された役員のみなさん (敬称略)

- ◎ 常任委員 (三役)
  - 支部長 : 水嶋潔 (みずしま内科クリニック院長)
  - 副支部長 : 足立司 (阪神土建労組執行委員長)
  - 副支部長 : 伊藤明子 (大阪アスベスト弁護団)
  - 事務局長 : 篠木奉和 (阪神土建労組)
- ◎ 運営委員 : 各加入団体より代表 1人
- ◎ 監事 : 戸崎 (ひょうご労働安全衛生センター) 森田 (建交労)
- ◎ 事務局 : 片岡 (京都建労)、石毛 (兵庫県連)、永原 (みずしま内科クリニック)
- ◎ リサーチセンター本部理事 : 水嶋、足立、篠木

### 2024年7月20日 第15回定期総会参加状況

全建総連関係 (京建労5、兵庫県連3、阪神土建3、神戸土建4、大建労1、徳島建労4)、大阪アスベスト弁護団2、ひょうご労働安全衛生センター3、関西労働者安全センター3、建交労1、大阪アスベスト対策センター1、みずしま内科クリニック3、本部1《順不同・13団体34名参加》

# 各団体の報告

## 災害とアスベスト

### 阪神淡路30年プロジェクト2025年1月17日に向けて活動をスタート

ひょうご労働安全衛生センター

西山和宏

### ◇阪神淡路30年プロジェクト

私たちは「震災とアスベスト」をテーマに、この間、様々な活動を展開してきました。阪神淡路大震災から30年を迎えるにあたり、2023年明けから共に活動を取り組んできたメンバーで話し合い、阪神・淡路大震災の30年目にあたる2024年1月から、30年となる2025年1月までの期間において、災害とアスベストに関する調査・研究を進め、記録に残す活動を開始することになりました。その名称は「災害とアスベスト・阪神淡路30年プロジェクト」です。

### ◇震災後の粉じん曝露で中皮腫発症

私たちが「震災とアスベスト」問題の取り組みを開始する契機となったのは、2008年3月の事でした。マスコミ

### 西山さん

阪神・淡路大震災後に倒壊建造物の解体・撤去作業に従事した男性が胸膜中皮腫を発症し、姫路労基署が労災

認定したことが明らかになったからです。

震災直後の街中は常にほこりが舞う状態でしたが、復旧・復興工事に従事した方が、まさか中皮腫を発症するとは私たちは想像していませんでした。報道を受け「緊急・震災アスベストホットライン」を取り組みましたが、ホットラインには兵庫県内だけでなく全国から144件の相談がありました。

地震大国・日本では、大都市部を襲い、甚大な被害をもたらす新たな地震発生が警戒されています。私たちは、その時に発生する環境問題、とりわけアスベスト対策は十分かと考えさせられました。「その時では遅い」、

災害が起こる前にアスベストを使用した建造物の把握、そして除去が求められていることを痛感しました。特に、震災になると被災住民、被災地に通う通勤・通学者だけでなく、全国から復旧・復興のため

### ◇具体的な取り組みについて

「災害とアスベスト—阪神淡路30年プロジェクト」では、具体的な調査・研究を5つに分けて活動を行います。

- 1) 飛散検証チーム  
阪神淡路大震災におけるアスベスト飛散について検証を行なう。
- 2) 災害とボランティアチーム  
災害時のアスベスト曝露についてボランティアの皆さん等へ意識調査を行なう。
- 3) アスベストばく露チーム  
災害復興・復旧作業に従事した方からの聞き取り調査を行なう。
- 4) 防災対策チーム  
既存の災害対策の検証、今後の災害に対する防災対策の検討を行なう。
- 5) 記録チーム  
各チームの調査内容を記録化する。災害とアスベストに関する資料の収集。

の労働者、ボランティアが集中します。その「日常」と「善意」が20年後、30年後に二次被害に遭う事態はなんとしてでも避けなければならぬと考えました。

### ◇地震・石綿・マスク支援プロジェクト

そこで、東京労働安全衛生センター、アスベストセンター、神戸大学の皆さんと連携し、「地震・石綿・マスク支援プロジェクト」を

◇ボランティアのアスベストばく露  
阪神・淡路大震災では全国から多くのボランティアが駆けつけてくれました。地震発生から1年間で延べ約137万人のボランティアが活動したとされており、地震の起きた1995は「ボランティア元年」と言われています。

私たちは災害ボランティアの皆さんにアスベスト用マスクを届ける活動も行ってきましたが、被災地における活動においてアスベストに対する認識は低い状態です。近年では台風や豪雨による災害が各地で発生しています。そのため、浸水した家屋の床材・壁材、外壁材をボランティアの皆さんが取り除く作業に従事することも増えていきます。その際に建材や災害がれきから飛散するアスベストに、ボランティアの皆さんがばく露する可能性があります。災害復興に従事する



労働者だけではなく、ボランティアの皆さんや住民の方々が、災害後にアスベストにばく露するリスクを減らす取組みが求められているのです。

◇記憶を記録に、そして次の世代へ

2008年以降、資料を整理する中で、震災当時ボランティアの皆さんが配布していたチラシ等を発見しました。「発がん性のあるアスベストが飛散しているのでマスクを付けよう！」と注意を喚起するチラシです。震災直後は、被災地の誰かが、今日の食べ物、飲み物、寝る場所を心配し、今を生きていることに精一杯の毎日でした。誰もがそのような状態の時に、被災地の20年後30年後の健康被害に思いをはせてチラシを配る人たちがいたことを知ったのでした。こうした人たちの存在を知り、アスベストの危険性を知る私たちが、災害とアス

ベストの問題について、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして熊本地震での経験を活かし、次の世代へと記録を残し繋ぐ役割を担っていると考えました。

「阪神淡路30年プロジェクト」が、1年間の取組みを通じて行う活動は大きく2点です。

1点目は、災害とアスベストをテーマに様々な角度から調査・研究を行なうこと。2点目は、阪神淡路大震災以降の災害とアスベストに関するこれまでの活動を通じて既に蓄積されているデータや資料を整理し、1と合わせて記録に残す作業です。

◇実行委員会体制

「災害とアスベスト」―阪神淡路30年プロジェクト―は、多くの皆さんの力を合わせて1年間取組みを進めます。そのため実行委員会を結成し、活動を行ないます。実行委員会の呼掛け人は4名の方です。



伊藤明子弁護士

今年6月27日には、九州建設アスベスト2陣訴訟の福岡地裁判決があり、すでにお馴染みとなった建材メーカー5社（エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノ

最高裁判決に基づい

現場を建設アスベスト給付金の対象外とした

■建材メーカー訴訟  
建材メーカー大阪2陣・3陣訴訟は、昨年6月30日に大阪地裁で12社の責任を厳しく認める画期的な勝訴判決が出されました。今年5月から大阪高裁での審理が始まり、年内に審理を終了、来夏までに判決が出る見込みです。

9月には、敗訴した被害者2名に関して証人尋問を行うなど、少しでも前進した判決を目指して奮闘中です。大阪地裁に係属中の4陣訴訟は来年2月まで尋問期日が予定されており、年内には5陣訴訟の提訴も準備中です。

今年6月27日には、九州建設アスベスト2陣訴訟の福岡地裁判決があり、すでにお馴染みとなった建材メーカー5社（エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノ

最高裁判決に基づい

現場を建設アスベスト給付金の対象外とした

大阪アスベスト弁護士団活動報告

弁護士 伊藤明子

ザワ、太平洋セメント、エムエムケイ)の責任を認めました。2021年5月の最高裁判決以降、建材メーカーの責任を認める判決が全国で続いており、下級審判決の流れはすでに定着しています。秋には、それぞれ数百人規模の原告を抱える東京1陣訴訟、東京2陣訴訟の東京高裁が和解を勧告する可能性もあります。建材メーカーからは、一日も早い建設アスベスト訴訟の全面解決と基金への資金拠出を決断することが強く求められています。

■建設アスベスト給付金

最高裁判決に基づい

- 伊藤 明子さん (立命館大学政策科学部)
- 大阪アスベスト弁護士団
- 中地 重晴さん (熊本学園大学社会福祉学部)
- 原口 剛さん (神戸大学人文学研究科)
- 南 慎二郎さん

- 飯田 勝泰さん (NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
- 永倉 冬史さん (NPO法人中皮腫・労働安全衛生センター)

- じん肺アスベストセンター事務局長)
- 西山 和宏さん (NPO法人ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
- NPO法人ひょうご労働安全衛生センター

て創設された建設アスベスト給付金制度では、2022年1月の完全施行から約2年半で7000人を超える認定者が国から給付金(慰謝料)を受け取りました。建設アスベスト訴訟で勝ち取った成果を発展させ、1人でも多くの被害者を救済すべく、新たな挑戦を続けています。

ため、2022年2月に国賠訴訟を提起しました(大阪地裁の被害者は11人。札幌地裁、東京地裁でも同様の訴訟が係属中)。建設アスベスト訴訟で勝ち取った成果を発展させ、1人でも多くの被害者を救済すべく、新たな挑戦を続けています。

■その他

大阪アスベスト弁護士団では、工場型(泉南型)国賠訴訟で200件以上和解している他、使用者企業との交渉・訴訟(100件以上)にも取り組んでいます。また、先日は労災記録の誤廃棄訴訟(神戸地裁)で国に1万1000円の賠償を命じる画期的な勝訴判決を勝ち取りました。

■造船アスベスト国賠訴訟  
「船大工」の呼び名のおり造船作業は建設作業と同じです。船舶には建築物と同じく石綿製品が多用されており、造船現場では建設現場に次いで多数のアスベスト被害が発生しています。

ところが、国が造船現場を建設アスベスト給付金の対象外とした

現在のアスベスト規制の問題点と石綿除去補助制度

大阪アスベスト対策センター

伊藤泰司

▼現行制度についての結論

① 現行の制度は、対象がレベル1のみと狭くて、自治体の負担が大きく、自治体の補助金額が低く、あまり役に立たない制度となっている。

④ 日本のアスベスト除去技術の低さと重層下請構造が除去費用を不透明とし、技術の高度化と費用の低減を妨げている。ここにメスを入れる必要がある。

② 国が認可し、推奨し、建基法などで使用しなければならぬものとしてきた。また建材メーカーが製造・販売・普及してきた。つまり、国と建材メーカーが協力して普及してきた害毒があるものであり、その廃棄処理は国とメーカーの責任に委ねられるべきものである。

③ アスベスト建材の調査と除去についての技術的な補助



伊藤泰司さん

▼現在のアスベスト規制の問題点

① 含有建材を使う建物の平常時の管理についての規定がない。欧米や韓国では平常時の管理ができていない建物

のみ石綿除去や解体・改修ができる。除去業者の許認可制度がない。(石綿条約違反) ③ 公開性の原則がない。どこの建物にどんな石綿含有建材が残っているか、地震・台風・豪雨が年中行事の日本でこそ必要で重要な情報。④ 第三者による検査の原則が確保されていない。国は完了検査の第三者性の確保についてその必要性を認めながら調査者の確保がまだこれからの課題としていた。⑤ 安全な除去工事の技術を促進する仕組みが弱い。⑥ 作業環境測定が義務付けられていない。(石綿条約違反) ⑦ まともな罰則がない。⑧ 労働安全の立場と環境保全の両方の権限を持つ第三者が現場で指揮監督

する仕組みが、欧米でも韓国でも実施されているが、日本の場合、縦割りのままとなっている。 ▼現場の意見から 現場では、はじめに安全な除去を心がけようとする除去業者は、それなりのコストがかかる。安く恐らくいい削減な除去をする業者に仕事を取られる。 国があるべき除去工事の水準をちゃんと示さず、かつ守らなかつた場合の対応も弱い。そのため依頼者、建物のオーナーは真実を知らされずに安きに流れる傾向がある。 正直者が損をする状況

▼「廃石綿」と「石綿含有廃棄物」の処理、処理場の問題と補助制度

**自治体ごとの状況**

鳥取県：600万円	新潟市：600万円
埼玉県：600万円	浜松市：300万円
島根県：500万円	大阪市：100万円
札幌市：120万円	(対象が見えてるところ?)
仙台市：120万円	堺市：100万円
さいたま市：600万円	岡山市：1000万円
品川区：300万円	倉敷市：1000万円
横浜市：300万円	長崎市：1000万円
川崎市：300万円	

ASAがまとめた一覧表をもとに作成  
調査費用は上限25万円  
レベル1のみ全額国負担  
除去は自治体によって全然違う

② 2002年に分析業者のISO17025認証取得を義務化。  
③ 2006年取り残し検査の分析者の認定制度、分析機関のISO17025認証取得を義務化。  
④ 2006年取り残し検査の分析者の認定制度、分析機関のISO17025認証取得を義務化。  
⑤ 2006年取り残し検査の分析者の認定制度、分析機関のISO17025認証取得を義務化。  
⑥ 2006年取り残し検査の分析者の認定制度、分析機関のISO17025認証取得を義務化。  
⑦ 2006年取り残し検査の分析者の認定制度、分析機関のISO17025認証取得を義務化。  
⑧ 2006年取り残し検査の分析者の認定制度、分析機関のISO17025認証取得を義務化。

▼イギリスでは  
1983年に除去業者の許認可制度を導入。  
1987年に作業時の石綿ばく露測定を義務化。

▼石綿除去への補助制度を要求するにあたって  
① レベル1・2・3の除去に対する国と建材メーカーの負担による除去への補助金制度がどううしても必要。  
② 一方で除去業者の許認可制度とそれを契機とした国際標準の施工(技術)を基準化していくことが重要な条件になると考えられます。  
③ A C A (一般社団法人日本石綿対策技術協会)も発足、活動が始まっています。